

放射性物質を含む廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書

長野県は、豊かで優れた自然環境や河川、地下水などの水資源に恵まれた地域であり、その恵みのもと、私たち長野県民は自然と共生する社会を育て、未来を担う子ども達のためにも、長い年月をかけて継承してきたかけがえのない環境や景観を保護し損なうことなく、将来へ引き継ぐ責務を有している。

これら自然環境と水資源は、県民の平穏で安心な生活環境を支えるものとしてだけでなく、観光や農業に代表される様々な産業を支える重要な資源として、さらには、信州を象徴するイメージの源にもなっている。

長野県は、県内を流れる数ある大河の一つである天竜川の上流部に位置する自治体として、県民のみならず、下流域に暮らす人々のために、その水質保全に寄与する責務も有していると考えられるものである。

しかしながら、これらの豊かで優れた環境を享受してきた長野県にあっても、時代の流れによる自然環境に対する負荷を避けることは容易ではなく、この環境を後世へ残すためには、今を生きる我々が強く責任を自覚し、保全の実践に努めなければ取り返しがつかないことになりかねない。

これらの現状を踏まえると、現在宮田村大久保地区に計画されている、県外から持ち込まれる放射性物質を含む廃棄物の最終処分場建設に対しては、断固反対しなければならない。

以上のことから、下記の点について強く要請する。

記

- 1 宮田村に建設が予定されている、県外から持ち込まれる放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設については、様々な疑問点や住民不安が解消されておらず、下流域に与える影響も多大であることから、事業許可を与えないこと。
- 2 関連する県条例を不断にわたり見直すことなどにより、長野県の自然環境と河川、地下水などの水資源を将来に亘って守ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 11 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議 長 原 悟郎

(宛 先)

長野県知事、長野県議会議長